

○国立大学法人東京工業大学教育・国際連携本部教職課程委員会に関する申合せ

令和3年4月26日  
教育・国際連携本部制定

(趣旨)

第1条 この申合せは、国立大学法人東京工業大学教育・国際連携本部規則(平成29年規則第13号)第13条の規定に基づき、教育・国際連携本部に委員会として置かれる教職課程委員会について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 教職課程委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教職課程認定申請及び運営の方針に関すること。
- 二 教職課程の履修に必要な授業科目の認定に関すること。
- 三 教職課程についての部局等との連絡調整に関すること。
- 四 前各号のほか教職課程について教職課程委員会が必要と認める事項に関すること。

(構成員)

第3条 教職課程委員会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- 一 教育・国際連携本部教育推進部門長
  - 二 各学院の副学院長のうちから当該学院の長の指名する者
  - 三 リベラルアーツ研究教育院カリキュラム実施委員会教職科目実施部会の構成員のうちから研究教育院長の指名する者 若干人
- 2 教職課程委員会に主査を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。
  - 3 主査は、教職課程委員会を招集し、その議長となる。
  - 4 教職課程委員会に副主査を置き、構成員のうちから主査が指名する者をもって充てる。
  - 5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代行する。

(部会)

第4条 教職課程委員会に、専門的事項を審議するとともに必要な事項を処理するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、教職課程委員会が別に定める。

(事務)

第5条 教職課程委員会の事務は、学務部教務課が処理する。

(雑則)

第6条 この申合せに定めるもののほか、教職課程委員会の運営に必要な事項は、教職課程委員会が定める。

附 則

この申合せは、令和3年4月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。